

取扱区分：「公開」

令和2年第13回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年12月10日(木) 10時00分

於：周南市役所 1階多目的室

令和2年第13回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年12月10日(木) 午前10時07分～10時55分

2 場 所 周南市役所 1F多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番	あき 秋	さだ 貞	けい 啓	こ 子	君	第2番	あり 有	ま 馬	とし 俊	まさ 雅	君
第3番	いわ 岩	た 田	みのる 実	君	第4番	さ 佐	いき 伯	とも 伴	あき 章	君	
第5番	しら 白	いし 石	じゅん 純	じ 治	君	第6番	たか 高	ほし 橋	めぐみ 恵	君	
第7番	(欠 員)					第8番	ひろ 弘	なか 中	ひさし 壽	君	
第9番	やま 山	さき 崎	みつ 光	お 夫	君	第10番	た 田	なか 中	えい 榮	さく 作	君
第11番	ふじ 藤	い 井	たかし 孝	君	第12番	とし 歳	みつ 光	とき 時	まさ 正	君	
第13番	はら 原	だ 田	まさ 雅	ゆき 之	君	第14番	の 野	むら 村	くに 邦	ゆき 幸	君
第15番	はやし 林	しゅん 俊	いち 一	君	第16番	まつ 松	だ 田	たか 孝	ゆき 行	君	
第18番	かさ 笠	い 井	やす 保	お 雄	君 (会長職務代理者)						
第19番	やま 山	した 下	とし 敏	ひこ 彦	君 (会 長)						

(2) 欠席委員

第17番 藤原典子 君

(3) 事務局職員

局 長 久野哲郎 次 長 原田省二
次長補佐 時重智一 書 記 重岡のぞみ

(4) 関係部署職員

産業振興部 農林課 主 査 大木幸代

(5) 傍聴人

1名

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第40号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第41号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第43号	周南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について	1件
議案第44号	周南市農業委員会規程の全部を改正する規程改正について	1件
議案第45号	周南市農業委員会会長専決規程制定について	1件
議案第46号	周南市農業委員会事務局規程制定について	1件
議案第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	47件

第3 報告事項

報告第42号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第43号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	14件
報告第44号	現況が農地でないことの証明について	8件

事務局長

皆さん、おはようございます。

定足数を、ご報告いたします。

本日の総会の出席委員は18名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第17番 藤原 典子 委員の1名で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時07分）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

ただ今より令和2年第13回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に入る前に、議長から皆様をお願いを申し上げます。

周南市農業委員会会議規則第14条には、「委員は、議題について自由に質疑又は意見を述べるができる。」と規定されています。

議題に対する質疑や採決の中で、ご意見、ご質問のある場合は、「議長」と発声され、挙手をしてください。

議長が委員を指名し、発言を許可しますので、許可後に発言をしてください。

事務局においても、答弁をする場合は、同様に挙手をし、指名を受けて、許可後に発言をお願いします。

発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えないようにしてください。

録音して議事録を作成しますので、マイクを使用され、大きな声で発言してください。

委員におかれては、事務局や他の委員が説明したにもかかわらず、説明のあったことを、また質問することのないように、他の発言内容をしっかりと聴かれ、確認したうえで質問をされるようお願いいたします。

また、事務局におかれては、同じ質問の堂々巡りとならないように、明確

な答弁をお願いします。

発言の中では、具体的に相手方を特定できる個人の氏名や法人の名称を使わず、抽象的に「譲渡人」「譲受人」「貸主」「借主」「申請人」など共通的な表現としてください。

なお、発言にあたっては、根拠のない無責任な憶測のみによらないように、また、誹謗や中傷するものとならないようにご注意ください。

発言された内容は、議事録として公表しますので、責任ある対応をよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第6番 ^{たかはし めぐみ} 高橋 恵 委員、第15番 ^{はやし しゅんいち} 林 俊一 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の1ページから2ページ、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、1議案5件です。

まず、1番です。

所在、地目、権利異動は、記載のとおりで、3筆3,512平方メートルでございます。

譲渡人は遠方に居住し耕作ができないため、譲受人は借り受けた農地を耕作しており、この度譲り受け農業を続けていきたいとの意向です。

取得後の農地は約89アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査

の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番 松田委員

16番の松田です。

さる12月2日に事務局と私と3名で現地に行ってきました。

現地はですね、すでに優良な田でありました。

今後どうされるのか、ある程度、歳を取られていらっしやっただんでお聞きしましたら、息子さんが定年になって帰っていらっしやるんで、後はやっってもらうとの事で安心して帰りました。

内容的には、そういう事です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第40号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第40号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番です。

所在、地目、権利異動は、記載のとおりで、7筆3,889平方メートルでございます。

譲渡人は遠方に居住しているため、現在、譲受人は譲渡人の農地の一部を借り受け耕作しており、農業経営規模を拡大するために、譲り受けたいとの意向です。

なお、譲受人は利用権設定で譲渡人から申請地の内、1291番1、1646番1及び1647番を借り受けていますので、譲渡人の経営面積からは、3筆の合計1,722平方メートルが除かれており、反対に譲受人の経営

面積には、1,722平方メートルが含まれております。

従いまして、取得後の農地は約81アールとなり、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番 白石委員

5番の白石でございます。

調査報告を致します。

さる11月20日、21日と現地確認及び意思確認を申請資料に基づき調査を致しました。

譲渡人は遠方に居住しており当地区に帰る予定もなく、圃場整備事業の着工を機に譲受人に全ての不動産を売却したいとの事で、今回の申請となりました。

譲受人は9年前に新規就農者として譲渡人の空家となった家屋並びに休耕中の水田及び畑田を借受け、野菜中心の営農経営で現在に至っております。

なお、譲受人は6年前に認定農業者となっております。

そして当地区の夢プラン実行委員でもあり、野菜栽培のリーダーとなって活躍をしております。

従いまして農地を取得することは、規模拡大を図り安定した経営をするためには必要で有るとの事でございます。

尚、水田においては圃場整備事業内でありますので、譲渡人の条件と同様の条件とする同意を取っております。

今迄の実績からも考慮し当地区としては必要な人材だと思います。

との事から今回の申請は問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第40号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号3番から5番を一括議題といたします。

3番から5番は、譲受人及び借受人が同じで土地も近接していますので、一括して審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、3番から5番を一括して、ご説明いたします。

それぞれの、所在、地目は、記載のとおりです。

地積は、3番が4筆1, 452平方メートル、4番が3筆2, 534.91平方メートル、5番が2筆990平方メートルです。

権利移動は、3番が所有権移転、4番および5番が使用貸借権となっております。

それぞれ譲渡人及び貸付人は、今後も耕作する予定がなく、譲受人及び借受人は、自宅に隣接する農地で農業がしたいとのことで、今回の申請になったものです。

取得及び借入後の農地は、併せて約50アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

2番の有馬です。

先ず3番に付いてですけれども、さる11月28日に譲渡人と電話で確認するとともに、11月29日に譲受人と現地を確認いたしました。

事務局次長

議長（山下会長）

第2番 有馬委員

4筆ございますけど、それぞれ草刈り等管理をされておりました。

譲受人は従来から自宅近くで農業をしたいという希望を持っており、当該地が自宅に隣接することから購入を希望したとの事でした。

一方、譲渡人は農業経営を今後もする予定も無いとの事から売買に同意したとの事でした。

譲受人は休日を利用し今後、野菜を植えて行くとの事で行っていただきました。

次に第4番に付いてでございますけれども、これも11月29日に貸付人、借受人は先程の譲受人でございますので同じ場所で確認を致しました。

ここは3筆ございますけど大変、草とか笹とかが繁茂しておりまして荒廃農地となっております。

借受人の方は当該農地が自宅前の道路に隣接するとの事から希望したとの事でした。

一方、貸付人の方は農機具もなく今後、農業経営をする予定もないとの事から賃借に同意したとのことでした。

なお借受人は今後、サトイモを植えるとの事で行っていただきました。

5番に付きましたは、これも11月29日に貸付人と電話で確認を致しました。

借受人とは同様に現地で確認をしたところでございます。

3筆とも草も刈られ管理されておりました。

借受人の方は先程も私いっていただきます様に、自宅近くという事で希望したとの事でした。

また貸付人の方は、他地区に住んでおり農機具も無いとの事から全く今後、農業経営をすることは無いので喜んでお貸ししますとの事で行っていただきました。

今後、野菜も植えたいという事で行っていただきました。

ご本人と話をしておりまして、大変意欲もございまして少し地区内で言うと奥の方に有りますので、農地の活用は難しい所でございますので、こういった事で農業を営むという意味では、大変有意義ではないかと印象を受けました。

このことから特に問題は無いと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第40号3番から5番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第40号3番から5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第40号3番から5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の3ページ、議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、1議案2件です。

まず、1番です。

申請人は、記載のとおりで、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く道路に隣接した申請地に、パネル設置面積499.32平方メートル 発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

譲渡人は、高齢となり全ての農地を耕作することが困難となり、申請地において太陽光発電事業を行いたいと考え、今回の申請になったものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東へ約930メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

なお、申請地は、農業振興地域内の農用地だったことから、今年7月10日の農業委員会総会におきまして、「議案第26号農業振興地域整備計画の変更

について」により、ご承認いただいております、令和2年11月24日付けで除外決定の通知を受けております。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類は完備されております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番 歳光委員

12番の歳光です。

農地法第4条許可申請番号1について、さる12月7日申請人に会い調査をしました報告を致します。

今回4条許可による太陽光発電設備の設置を行おうとしている件でございます。

皆さんご存じの通り5条許可による太陽光設備であれば問題は少ないのですが、4条許可となると自家農用地に、自己資金で設置及び売電事業を行うことになっております。

今回、最初に提出された書類ではPと言う広島 of 業者より借入金を起こし、又Tと言う会社が建設を行うとありましたが、事務局より異議がなされその後、申請者が書類の提出を出し換え自己資金で設置及び売電事業を行うと、書類提出を行った実情がございます。

その後、色々と調査をし広島県内の農業委員会にもお聞きしましたところ、同様の業務を行う会社で、今回と同様の4条許可による太陽光発電設備の設置を広島で行っておりますが、その後、転売に出された事例をお聞きしました。

私は今回の申請についても、その様な転売を危惧しておりますが申請人が確約書を出しても良いとの事ですので、問題は無いと思っておりますが、この一団の農用地内3haには前より太陽光設備を行いたいと言う方々がおられますが、農用地と言う事で今まで断って来た経緯があります。

私は調査を行いました、すぐに問題ないと結論を出すことが出来ません。

委員の皆様のご意見をお聞きし調査報告を出したいと思います。
報告は以上で終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第41号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

松田委員、どうぞ。

第16番 松田委員

このことに付いてはですね、本人が確約書を出してその内容を見て判断した方がええんじゃないかと、今の報告を聞いて思った次第であります。

あくまでも確約書を出されて事務局で精査をされ、検討資料として提出されたのちに審議したら如何と思っております。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございます。

只今の意見について事務局どうですか。

事務局長

今回の件について補足説明と事務局サイドの考え方を申し上げます。

皆さんご存じのように、この農用地を除外して4条申請で太陽光発電設備を作るというのは、周南市農業委員会で初めての事です。

これが今後の事例となりますので、大変慎重な審議が必要だと考えております。

この申請に付きましては従来で有れば11月の総会に提出されるものでしたが、色んな書類の不備や問題がございました。

私どもも職員2名と申請者ご夫婦また行政書士さん5名で協議させていただきました。

その中で大変失礼な言い方をしたかもしれませんが、行政書士さんの方に「虚偽申請ではありませんよね」と確認を取りました。

その時点で「一度取り下げた方が良いですかね」との言葉も出て来ましたので慎重に審議しております。

また今回、ご意見がございました様に確約書を出してでもやりたいという意思表示は出来たと思います。

ただし、これが本当に初めての事例となりますので、より慎重な審議は必

要と思います。

どういう確約書が出てくるかも分かりません。

現時点では出ておりませんので、今、松田委員が申された様に確約書を出していただいて、中身を再度確認したいと思います。

そういう形で事務局は進めて参りたいと思っております。

いかがでございましょうか。

議長（山下会長）

只今、事務局の方から本市初めてのケースという事で慎重に取り扱いと言う事がございました。

議案第41号1番については慎重を期すために継続審査とすることにご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号1番は継続審議と決定いたします。

続きまして、議案第41号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、2番です。

申請人は、記載のとおりで、申請地は、野生動物の被害対策費が高額となり、遠方に居住していることもあり、農地として維持管理することが困難なため、サクラを植樹し、林地として管理するものです。

申請地は、須金支所から北東へ約2.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種農地に該当いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地だったことから、今年7月10日の農業委員会総会におきまして、「議案第26号農業振興地域整備計画の変更について」により、ご承認いただいております。令和2年11月24日付けで除外決定の通知を受けています。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、事業計画書、資金計

画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番 高橋委員

6番の高橋です。

11月30日に現地にて確認しました。

申請人には電話にて確認しました。

現地は、長い間耕作されておられません。

また、この地域は鳥獣害の被害の多いところで、遠方に居住の申請人は耕作することが困難な為、植樹して管理したいとのことで今回の申請になりました。

申請地の周辺も耕作されておらず、植林しても影響を及ぼすおそれはないと思われます。

書類等も適切にされており問題ないと思われます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第41号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

議案書の4ページ、議案第42号「農地法第5条第1項の規定による許可申

請について」は、1議案5件です。

まず1番です。

申請人は、記載のとおりで、譲受人は、土木・建築物解体を中心に再生重視型リサイクル事業を行っており、受注工事の増加に伴い、熊毛地区の拠点として新たに資材置場用地として取得するものです。

譲渡人は、申請地を相続により取得したものの、農業を承継する意思はなく譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ約1.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域である第一種中高層住居専用地域が定められている第3種農地に該当いたします。

農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番 原田委員

第13番の原田です。

議案第42号1番について補足説明いたします。

去る11月27日、12月1日に現地確認及び周辺住民への聞き取り、譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地はJR岩徳線勝間駅から約200メートルの所にあり、現状は柿木が一本植えられているものの、休耕で草が生えていました。

譲渡人の話では申請地は日当たりも悪く狭小で数十年前から休耕しているとのことでした。

数年前に相続したものの農業を継承する意思もなく、譲受人が事業用地を探していると聞き譲渡すとのことでした。

譲受人は土木、解体を中心に再生重視型リサイクル事業会社を経営してお

り、岩国市に2ヶ所、下松市に1ヶ所事業所を有しています。

熊毛地区にも拠点を模索していたところ、譲渡人からの申し出もあって譲り受けるとのことでした。

申請地は住宅が多い地区で、周辺住民への聞き取りも行ったところ、解体業者ということもあり解体ゴミを集積されると環境が悪化するのではないかと危惧する声もありました。

その点を代理人を通じて譲受人に確認したところ、申請地は計画通りに車両、碎石のみを置いて解体クズの処理工場は別の場所にあるため申請地には持ち込むことはないとの返答でした。

また、申請地に隣接している住民は高齢のため意思確認が難しいため、県外在住の親族に説明し了承を得ているとのことでした。

周囲は人道、車道、住宅で周辺農地への影響もなく、事業計画、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第42号1番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第42号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、2番です。

申請人は、記載のとおりです。

譲受人は、譲渡人から譲り受けた土地家屋に転居するにあたり、その近くに

議長（山下会長）

事務局次長

事業用の資材置場を探していたところ、譲渡人も親から引き継いだ実家と申請地の引き継ぎ手を探していたため、この度の申請になったものです。

申請地は、熊毛総合支所から北へ約1.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきましては、農地区分が農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番 笠井会長

第18番の笠井です。

職務代理者

第2番に付いて去る12月1日に事務局と一緒に現地調査をしました。

又、申請人は申請地と市道を挟んだ向かい側に譲渡人の実家の宅地建物を今回譲り受けたもので、たまたま本人と会う事が出来、意思確認をしました。

申請地は畑で果樹園として利用されていて、キュウイフルーツ、栗、梅が植えてあり草を刈って管理されていました。

畑は3枚に分かれて段差がありました。

譲渡人は親からの相続で引き継いだ農地ですが、遠方に住んでいるため耕作できずこの度、実家の宅地建物と共に譲受人から譲り受けたい旨の申し出があり承諾したとのこと又、譲受は建設業、古物商を営んでおり居住場所の近い所に事業用の資材置き場が欲しかったので、申請地を譲り受けたいと申し出、承諾を得たとの事その他は事務局の説明通りで間違いありません。

申請地の両側には既に太陽光発電設備が設置されていて他の農地への影響もありません。

提出書類も揃っていて何も問題ないと思われそうです。

議長（山下会長）

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第42号2番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号3番から5番を一括議題といたします。

3番から5番は、譲渡人が同一で土地も隣接していますので、一括して審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局次長

それでは、3番から5番を一括して、ご説明いたします。

申請人は、記載のとおりで、パネル設置面積、発電出力、パネル枚数は、備考欄に記載のとおりです。

申請地は、以前から休耕状態にあり、譲渡人は、高齢となり、子どもも県外に在住し、今後も農地として利用予定がないため、譲受人からの申出に応じたものです。

譲受人は、太陽光発電施設用地を探していたところ、面積も広く、周辺に高い建物の建築も想定されていない、日当たりが良く道路に隣接した申請地をそれぞれ購入するものです。

なお、3番の3911番1と5番の3910番、また、4番の3908番1と5番の3909番は、それぞれ土地が隣接しておりますが、土地の間には、それぞれ赤線と青線があります。

したがいまして、本件は、FIT法施行規則第5条第2号の「^{ひとつ}一の場所」に設置される分割案件の例外である「公道、河川等を元から挟んでおり、物理

的に統合することができない場合」に該当するものと判断されます。

申請地は、湯野支所から北西へ約410メートルから480メートルの間に位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番 弘中委員

8番、弘中です。

議案第42号3番4番5番について現地調査報告をします。

先般12月1日譲渡人と連絡し申請通りであることと現地の現状も確認いたしました。

申請によるところの許可要件各事項についても、各項ごとに要件を満たしているものと思われまます。

これが設置されることによる周辺、隣接農地及び農業施設への負の事項はないと判断されます。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第42号3番から5番の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号3番から5番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第42号3番から5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第43号「周南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

続きまして5ページ、議案第43号「周南市農業委員会会議規則の一部を改正する規則制定について」を、ご説明いたします。

規則改正は、別紙1のとおりです。

裏面の参考に記載しているように、会長略称規定の追加及び農業委員会等に関する法律の適用条文を改めようとするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第43号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第43号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第43号は、承認することといたします。

続きまして、議案第44号「周南市農業委員会規程の全部を改正する規程制定について」、議案第45号「周南市農業委員会会長専決規程制定について」及び議案第46号「周南市農業委員会事務局規程制定について」を一括議題とし、一括して審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

同じく5ページ、議案第44号「周南市農業委員会規程の全部を改正する規程制定について」、議案第45号「周南市農業委員会会長専決規程制定について」及び議案第46号「周南市農業委員会事務局規程制定について」を一

括して、ご説明いたします。

これらの議案は、既にご確認いただいております、現行の「周南市農業委員会規程」の全部を改正し、わかりやすく「周南市農業委員会規程」、「周南市農業委員会会長専決規程」及び「周南市農業委員会事務局規程」の3つの規程に分けるものです。

それぞれの規程は、別紙2から4のとおりです。

なお、別紙5に参考として、11月10日に配付した案からの修正箇所を記載しております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第44号から第46号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第44号から第46号について、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第44号から第46号は、承認することといたします。

続きまして、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

続きまして6ページから13ページ、議案第47号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

本議案につきましては、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

農林課大木主査

それでは議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は10月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議ご決定をいただきまして、1月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区47件、全62筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付が5番以降47番までの長穂地区のもので43件55筆です。

農地中間管理機構からの転貸先につきましては、5番がエコファーム山口、6番から38番が農事組合法人長穂、39番から47番が認定農業者の廣林悦夫氏となっております。

説明は以上となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第47号について、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第47号について、採決を行います。

決定とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第42号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

続きまして14ページ、報告第42号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委

議長（山下会長）

事務局長

員会に届け出て、農地以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第4条第1項第8号に規定され、許可は不要とされており、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして15ページから17ページ、報告第43号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、市街化区域内にある農地等をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため権利を取得することについては、農地法第5条第1項第7号に規定され、許可は不要とされており、今回は14件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号「現況が農地でないことの証明について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局長

続きまして18ページから19ページ、報告第44号「現況が農地でないことの証明について」、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき証明をするもので、今回は8件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第44号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和2年第13回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時55分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年12月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 高 橋 恵

委 員 林 俊 一